

令和5年1月
(第30回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和5年1月26日(木曜日)

令和5年1月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年1月26日（木曜日） 午後9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所

3 (1) 出席委員（10人）

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	山之口 勝一
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富田 良成
〃	5番	後藤 望
〃	6番	淵脇 耕二
〃	7番	溝田 耕一
〃	9番	吉永 一雪
〃	10番	田淵 哲朗
〃	11番	徳留 徳次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 中村 玲子
事務局書記 中島 大貴

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第100号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第101号 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年1月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は10名です。8番東山崎さんと12番横原さんは欠席の届けがありました。よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、9名の出席でございます。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長： それでは、7番の溝田委員と9番の吉永委員の両名を指名いたします。本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第99号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は2件ですが関連しているため、一括で審議いたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局長： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが2件でございます。

(2ページ 議案第99号の議案書、3ページの集計表読み上げ)

資料については4ページ、5ページ、6ページをそれぞれお目通し下さい。また、別添の調査書についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。

1番： はい。1番山之口です。1月20日10:00より田邊推進委員、譲受人A氏、譲受人B氏4人で現地調査を実施しました。現地は〇〇より南側約600mに位置していて現在は牧草地となっております。譲受人A氏は夫婦で稲作等を中心に農業を営んでおり、また譲受人B氏は畜産及び稲作等で農業経営をしています。申請書にある譲渡人と譲受人A氏は姉妹であり譲受人B氏とは親戚関係にありまして、実質的には土地の交換になります。3人共この交換を望んでおりまして、問題はないと考えます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： ご意見ございませんか。
それでは、受付番号1番2番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号1番2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第99号受付番号1番2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第99号受付番号1番2番は許可することに決定いたします。

次に議案第100号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局長： それでは7ページをお開き下さい。農地法第4条の許可申請は1件です。
議案書をもとに説明します。

(7ページ 議案第100号の議案書の読み上げ)

資料については8ページから16ページまででございます。

転用目的は畜舎増設と放牧場整備とのことです。それぞれ御目通し下さい。

議長： ここは私の担当区ですので説明します。
申請人は新規就農者でございます。現在の畜舎は県道〇〇線から150mくらい入った所でございます。〇〇の真下にありますけれども、現畜舎隣の申請地に畜舎兼運動場というような事で増設する予定でございます。前任者も周囲の住民の方々も理解をされておりました、今回の申請についても、住民の方々も今までの流れがありますので理解して頂いております。その中で環境的には大丈夫かなという風に考えております。現在は牧草を作付けされておりますけど、申請については畜舎兼運動場という事でやるという事でございます。そういった事で何ら問題はないかと思ひます。審議の方をお願いします。

議長： これから質疑に入ります。
何かご意見ございましたらお願いいたします。農業委員、推進委員問わずご意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員会のご判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。

受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全推進委員、許可に賛成でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員の挙手状況を踏まえ、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議題第100号受付番号1番については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議案第101号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(17ページ 議案第101号の議案書の読み上げ)

18ページの統括表をご覧ください。(統括表の読み上げ)

19ページから20ページの集積計画についてはそれぞれ御目通し下さい。
よろしくをお願いします。

議長： 受付番号1番から2番に後藤委員に関する議題が提出されております。よって南大隅町農業委員会会議規則12条の議事参与の制限により退出していただきます。

(後藤委員退出)

これより質疑に入ります。
農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは農地利用最適化推進委員のご判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします
議案第101号の集積計画について、異議なしとされる方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第101号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第101号は計画のとおり決定いたします。

(後藤委員入室)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言ありましたな
ら挙手をお願いします。

事務局： ① その他（あっせん申し出2件）
② 2月の行事予定について

議 長： 他にありませんか。
それでは、以上をもちまして、令和5年1月南大隅町農業委員会定例総会を
閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員